

川島桶川資源循環組合建設工事等最低制限価格制度取扱要綱

令和 7 年 5 月 1 9 日

告示第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、組合が入札により契約を締結する場合において、極端な低価格の入札による受注を防止するため、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「令」という。）第 1 6 7 条の 1 0 第 2 項（令第 1 6 7 条の 1 3 により準用する場合を含む。）の規定に基づき、最低制限価格を算定することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第 2 条 最低制限価格を算定する対象は、競争入札により設計金額が 5 0 0 万円を超える次に掲げる請負契約を締結しようとする場合について適用する。

(1) 建設工事

(2) 建設工事に係る設計、調査及び測量の業務

(建設工事における算定方法等)

第 3 条 建設工事における最低制限価格は、対象工事の予定価格の算出の基礎となった次に掲げる額（その額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）の合計額から 1 , 0 0 0 円未満の端数を切り捨てた額に 1 0 0 分の 1 1 0 を乗じて得た額とする。

(1) 直接工事費の額に 1 0 分の 9 . 7 を乗じて得た額

(2) 共通仮設費の額に 1 0 分の 9 を乗じて得た額

(3) 現場管理費の額に 1 0 分の 9 を乗じて得た額

(4) 一般管理費の額に 1 0 分の 6 . 8 を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定により得た額が予定価格に 1 0 分の 9 . 2 を乗じて得た額を超える場合にあっては 1 0 分の 9 . 2 を乗じて得た額を、予定価格に 1 0 分の 7 . 5 を乗じて得た額に満たない場

合にあっては10分の7.5を乗じて得た額をそれぞれ最低制限価格とする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、特に必要があると認められるときは、対象工事の予定価格に10分の7.5の割合を乗じて得た額から10分の9.2の割合を乗じて得た額までの範囲内で、最低制限価格を別に定めることができる。

(建設工事に係る設計、調査及び測量の業務における算定方法等)

第4条 建設工事に係る設計、調査及び測量の業務における最低制限価格は、別表に掲げるそれぞれの業務区分ごとに、予定価格算出の基礎となった同表に掲げるアからエまでの合計額から1,000円未満の端数を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額とする。

- 2 前項の規定により算出した最低制限価格が、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める額とする。

- (1) 測量業務において、前項の規定により算出した最低制限価格が予定価格に10分の8.2を乗じて得た額を超える場合には、予定価格に10分の8.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合は、予定価格に10分の6を乗じて得た額とする。

- (2) 建築関係の建設コンサルタント業務、土木関係の建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務において、前項の規定により算出した最低制限価格が予定価格に10分の8を乗じて得た額を超える場合には、予定価格に10分の8を乗じて得た額とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合は、予定価格に10分の6を乗じて得た額とする。

- (3) 地質調査業務において、前項の規定により算出した最低制限価格が予定価格に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合には、予定価格に10分の8.5を乗じて得た額とし、予定価格に3分の2

を乗じて得た額に満たない場合は、予定価格に3分の2を乗じて得た額とする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、特に必要があると認められるときは、測量業務においては、予定価格に10分の8.2から予定価格に10分の6を乗じて得た額の範囲内で、建築関係の建設コンサルタント業務、土木関係の建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務においては、予定価格に10分の8から予定価格に10分の6を乗じて得た額の範囲内で、地質調査業務においては、予定価格に10分の8.5の割合を乗じて得た額から3分の2を乗じて得た額までの範囲内で、最低制限価格を別に定めることができる。

(入札参加者への周知)

第5条 管理者は、前条の規定により最低制限価格を設けた場合は、当該競争入札が最低制限価格を設定している入札である旨を入札公告その他の方法により、あらかじめ明らかにしておかなければならない。

(落札予定者)

第6条 最低制限価格を算定した入札の落札予定者は、当該最低制限価格以上の最低価格入札者とする。

(公表)

第7条 最低制限価格を算定する場合は、当該入札の公告及び通知においてその旨を公表しなければならない。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第4条関係）

業務区分	ア	イ	ウ	エ
測量業務	直接測量費 の額	測量調査費 の額	諸経費の額 に 10 分の 4 . 8 を乗 じて得た額	
建築関係の 建設コンサル タント業務	直接人件費 の額	特別経費の 額	技術料等経 費の額に 1 0 分の 6 を 乗じて得た 額	諸経費の額 に 10 分の 6 を乗じて 得た額
土木関係の 建設コンサル タント業務	直接人件費 の額	直接経費の 額	その他原価 の額に 10 分の 9 を乗 じて得た額	一般管理費 等費の額に 10 分の 4 . 8 を乗 じて得た額
	直接人件費 の額	直接経費の 額	技術経費の 額に 10 分 の 6 を乗じ て得た額	諸経費の額 に 10 分の 6 を乗じて 得た額
地質調査業 務	直接調査費 の額	間接調査費 の額に 10 分の 9 を乗 じて得た額	解析等調査 業務費の額 に 10 分の 8 を乗じて 得た額	諸経費の額 に 10 分の 4 . 8 を乗 じて得た額
補償関係コ ンサルタン	直接人件費 の額	直接経費の 額	その他原価 の額に 10	一般管理費 等の額に 1

ト業務			分の 9 を乗 じて得た額	0 分の 4 . 5 を乗じて 得た額
	直 接 人 件 費 の 額	直 接 経 費 の 額	技 術 経 費 の 額 に 1 0 分 の 6 を乗じ て得た額	諸 経 費 の 額 に 1 0 分 の 6 を乗じて 得た額

※「土木関係の建設コンサルタント業務」及び「補償関係コンサルタント業務」については、使用する積算基準書等の体系により上段・下段を使い分ける。